

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次	担当課（室）
〇 液化石油ガス販売事業者の認定 〇 漁船保険付保義務発生のための同意の認定 【告示】 〇 家畜伝染病の発生 〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〇 〃 〇 〃 〇 落札者等の決定 【海区漁業調整委員会】 〇 水産動植物の採捕の指示 〇 〃 〇 〃	消防保安課 水産課 畜産課 建築指導課 〃 〃 教育委員会 海区漁業調整委員 会 〃 〃			担当課（室）

◎岡山県告示第四百九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

東部アサノエネルギー株式会社

代表取締役 浅野 益弘

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山市東区瀬戸町瀬戸一五四番地の一

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

四 認定年月日

平成三十年七月九日

◎岡山県告示第四百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 牛窓加入区

〔三五〇〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	発生場所	発生年月日	発生頭数	患者・疑似患者の区分	発生年月日	発生場所	発生年月日
肉用牛	高梁市	平成三十年七月十一日	一頭	患者	平成三十年七月十一日	高梁市	平成三十年七月十一日

〔三五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一八八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前二丁目一〇一ニメゾン・ド・エトワール一〇二

藤森 一弘

三 許可番号

岡山県指令建指第三七号

〔三五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四六一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市松島一〇八〇―二匠コーポラスⅠ―一〇六号室

原田 順平

三 許可番号

岡山県指令建指第四七号

〔三五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一八八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津島桑の木町三―二桑の木県職員宿舎C棟三〇二号

長瀬 寛明

長瀬 祥子

三 許可番号

岡山県指令建指第六六号

平成30年7月17日 岡山県公報 第12008号

〔三五四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム

一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総合教育センター

加賀郡吉備中央町吉川七五四五―一一

三 落札者を決定した日

平成三十年六月五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社ラインズオカヤマ

備前市伊部一七二二―一

五 落札金額

三六、八八四、五四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、七三二、一八八円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年四月二十四日

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成三十年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、笠岡地区海洋牧場海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成三十年七月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一 笠岡地区海洋牧場海域

次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ二直線、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 笠岡市白石島北東端

点イ 笠岡市高島字上浦四五一〇番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点オ 点エから真方位二六〇度 八六〇メートルの点

点カ 笠岡市白石島小山山頂

二 保護区域

次に掲げる区域内においては水産動植物を採捕してはならない。

1 次に掲げる点キ及び点クを結んだ直線、点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点キ 笠岡市白石島影平ヨコヅワ突端に設置した標識の位置

点ク 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ケ 笠岡市白石島弁天島島頂

点コ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

2 次に掲げる点サ、点シ、点ス、点セ及び点サの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点サ 北緯三四度二四分三六秒、東経一三三度三〇分五〇秒の点

点シ 点サから真方位二三七度 一五〇メートルの点

点ス 点シから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

点セ 点サから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

三 禁止する行為

1 船舶を使用する手釣及び竿釣で水産動物の採捕を行う場合において、次に掲げる行為をすること。

ア 十二月一日から翌年三月三十一日までの間、疑似餌針を使用すること。

イ 投錨^{びよう}するなどして船舶を固定して行うこと。ただし、七月一日から九月三十日までの間における午前四時から正午までの間を除く。

2 小型機船底びき網漁業の操業を、次に掲げる点ア及び点ウを結んだ直線、点エ及び点ソを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十条に規定する区域を除く。）において行うこと。

点ア 笠岡市白石島北東端

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ソ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

3 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕すること。

名 称	大 き さ
めばる	全長 十二センチメートル以下
かさご	全長 十二センチメートル以下
まだい	全長 十四センチメートル以下
くろだい	全長 十五センチメートル以下
きじはた	全長 二十三センチメートル以下

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成三十年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで（三年間）

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成三十年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、第二種共同漁業権つば網漁業保護のため、次のとおり指示する。

平成三十年七月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する漁具及び漁法

網漁具を使用する一切の漁業

二 禁止区域

1 倉敷市下津井以東の岡山県海面においては、つば網の身網及び道網の周囲五〇メートルの区域

2 倉敷市玉島黒崎以西の岡山県海面においては、陸張りつば網の身網及び道網の周囲一〇〇メートルの区域並びに沖張りつば網浮樽^{たる}の周囲二〇〇メートルの区域

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

平成三十年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで（三年間）

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成三十年度第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、資源保護のため、水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成三十年七月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

まだこ。ただし、体重一五〇グラム以下のものに限る。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成三十年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで（三年間）